

## 平成28年第2回（5月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

### 第 1 日 （5月24日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	6
諸報告	6
一般質問	7
9番 金子 真理子 議員	7
管理者提出議案の上程及び説明	14
議案第4号の説明、質疑、討論、採決	15
議案第5号の説明、質疑、討論、採決	17
議案第6号の説明、質疑、討論、採決	18
管理者挨拶	20
閉 会	20

埼玉中部環境保全組合告示第4号

平成28年第2回（5月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年5月17日

埼玉中部環境保全組合 管理者 新 井 保 美

1 期 日 平成28年5月24日（火）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 議場

3 附議事件

- 1 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 2 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて
- 3 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 3 名 )

1 番	橋 本	稔	議 員	2 番	金 澤	孝 太 郎	議 員
3 番	秋 谷	修	議 員	5 番	羽 鳥	健	議 員
6 番	中 野	昭	議 員	7 番	渡 邊	良 太	議 員
8 番	松 島	修 一	議 員	9 番	金 子	眞 理 子	議 員
1 0 番	岸	昭 二	議 員	1 1 番	尾 崎	豊	議 員
1 2 番	荻 野	勇	議 員	1 3 番	杉 田	し の ぶ	議 員
1 4 番	小 林	周 三	議 員				

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成28年第2回（5月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

### ○議事日程 第1号

平成28年5月24日（火曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 議事日程の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議会運営委員長の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 諸報告
- 第6 一般質問
- 第7 管理者提出議案の上程及び説明
- 第8 議案第4号の説明、質疑、討論、採決
- 第9 議案第5号の説明、質疑、討論、採決
- 第10 議案第6号の説明、質疑、討論、採決

閉 会

○出席議員（13名）

1番	橋本	稔	議員	2番	金澤	孝太郎	議員
3番	秋谷	修	議員	5番	羽鳥	健	議員
6番	中野	昭	議員	7番	渡邊	良太	議員
8番	松島	修一	議員	9番	金子	真理子	議員
10番	岸	昭二	議員	11番	尾崎	豊	議員
12番	荻野	勇	議員	13番	杉田	しのぶ	議員
14番	小林	周三	議員				

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	新井保美君
副管理者	原口和久君
副管理者	現王園孝昭君
会計管理者	小川福美君
事務局長	新井久夫君
総務課長	成井治久君

---

○職務のため出席した事務局職員

書記	矢嶋久雄
----	------

---

◎開会の宣告

(午前 9時00分)

○荻野 勇議長 ただいまから平成28年第2回(5月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は13名ですので、定足数に達しております。よって、本議会は成立いたします。

なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしくお願いいたします。

---

◎開議の宣告

○荻野 勇議長 これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○荻野 勇議長 日程第1、議事日程の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○荻野 勇議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

埼玉中部環境保全組合議会会議規則第88条の規定により、11番、尾崎豊議員、13番、杉田しのぶ議員、14番、小林周三議員を指名いたします。

---

◎議会運営委員長の報告

○荻野 勇議長 日程第3、議会運営委員長の報告を行います。

去る5月17日に議会運営委員会が開催されておりますので、委員長より、その結果の報告をお願いいたします。

尾崎議会運営委員長。

○尾崎 豊議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、日程第3、議会運営委員長の報告を申し上げます。

去る5月17日午前9時半から、当センターにおきまして、本日の議会日程について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について、順次説明を申し上げます。

日程第4、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第5、諸報告。管理者諸報告であります。

日程第6、一般質問。質問通告者は1名であります。なお、質問は、再質問、再々質問の3回までとし、答弁を含めて1時間以内と申し合わせておりますので、よろしくお願いいたします。

日程第7、管理者提出議案の上程及び説明であります。

日程第8、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて。

日程第9、議案第5号 専決処分の承認を求めることについて。

日程第10、議案第6号 専決処分の承認を求めることについて。

議事日程については以上でございます。

次に、平成28年度の議会行政視察研修につきましては、東北方面の視察をすることになりましたが、今後、荻野議長と事務局で調整をしていただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上が、5月17日に行われました議会運営委員会の報告であります。よろしくお願い申し上げます。

○荻野 勇議長 ありがとうございます。

---

#### ◎会期の決定

○荻野 勇議長 日程第4、会期の決定につきましては、尾崎議会運営委員長の報告のとおり、5月24日、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

#### ◎諸報告

○荻野 勇議長 日程第5、諸報告を行います。

管理者から2月定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成28年第2回埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、本年2月議会定例会以降の事務の執行状況につきまして報告申し上げます。

お手元に配付させていただきました平成27年度の運転状況について申し上げます。管内の搬入ごみ量は、可燃ごみ3万5,323.59トン、粗大ごみ1,172.22トン、合計3万6,525.81トンであり、昨年度と比較いたしますと、可燃ごみ67.24トンの減、粗大ごみ13.76トンの減、合計81トン、0.22%の減でありました。

なお、他団体からは、坂戸市から2,314.99トン、大里広域市町村圏組合から2,577.87トン、小川地区衛生組合から245.24トンの可燃ごみを受託処理しております。

当組合管内から発生したごみ処理量は、平成13年度をピークに減少いたしており、これは、各構成市町において、ごみの減量化に向けた啓発活動等を進めてきた結果と考えられ、大変喜ばしく、今後も構成市町のさらなるご協力をお願い申し上げます。

また、灰の処分につきましては、4,320.72トン全量をセメント原料として委託処理しております。

次に、昨年提訴されました「平成27年（行ウ）第37号 措置請求に対する住民訴訟」につきましては、本年2月29日に第2回弁論準備、3月29日に第3回弁論準備、5月19日に第4回弁論準備が行われておりますが、原告の論点整理で実質審理には入っておりません。

次に、第2期大間最終処分場につきましては、3割程度が上尾道路の計画区域に含まれることから、地元鴻巣市とともに今後の対応について、大宮国道事務所、埼玉県と調整をさせていただいておりますが、特に進展はなく、進展がございましたら、報告申し上げます。

施設の運転管理・維持管理業務につきましても、順調であります。

結びに、今後もより健全な財政運営及び安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。諸報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○荻野 勇議長 ありがとうございました。

管理者の諸報告が終わりました。

---

#### ◎一般質問

○荻野 勇議長 日程第6、一般質問を行います。

質問通告者は1名であります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

金子真理子議員の質問を許可いたします。

金子議員。

○9番 金子真理子議員 議長のお許しをいただきましたので、通告いたしました3件につきまして順次質問をさせていただきます。

それでは、件名1といたしまして、先ほど管理者のほうから、施設の運転管理、維持管理業務は順調であるということでした。そうした中でお尋ねするのも恐縮なのですが、現状と、それから将来予測をお聞きするものでございます。

件名1、本施設に関し、今後大型の補修費や整備費が想定されるのか。要旨（1）といたしまして、新施設の計画が進む中で、多額の修繕等は早目に着手すべきと考えるが、想定されるものがあるのかをお尋ねいたします。

現在、中部資源循環組合、そして鴻巣行田北本環境資源組合、それぞれの新施設で基本計画が策定されております。スケジュールとしては、稼働は6年以上先のことと予定されてございます。新施設稼働に至る期間、この施設が順調に稼働し、また円滑に運営が行われているということがとて

も大切なこととございます。昭和59年にここは整備され、30年以上経過をしていることを鑑みますと、補修の必要性は多岐にわたるのではないかと懸念されるところです。新施設の計画が具体化する中では、補修や構内の整備は、まさに必要最小限に抑えたいというところとございますが、その間、稼働期間を考えますと、修繕は早目に着手しておくことが賢明なのではないかと考えます。予測されるもの等をお伺いをいたします。

件名2といたしまして、抜き打ち検査についてどのぐらいの頻度で行っているのかお尋ねいたします。また、要旨(1)といたしまして、構成市町との連携について、不定期に行っているということですので、いついつですよということとは言えないところとございますが、年間にするるとどのぐらいの回数を実施しているのか、また構成自治体ごとに搬入状況を確認できるようになっているのか、お尋ねをいたします。

要旨(2)といたしまして、搬入業者への警告についてでございます。家庭系と事業系では、不適切な分別状況は事業系のほうが多いと聞いております。搬入は許可された業者に限っているのですが、その搬出事業所はある程度特定できるのではないかと思います。改善については、搬入業者、つまり収集してくる業者だけの問題ではなく、搬出をする事業者への啓発、警告が必要となりますが、どのように改善を図られているのか、その報告は行われているのかをお伺いいたします。

件名3といたしまして、施設整備基金についてお尋ねいたします。要旨(1)といたしまして、目標額と使途事業の予算額について伺います。施設整備基金については、本施設の廃炉に伴う解体、また大間処分場の必要経費が主たる使途であるというふうに伺っています。その時期が到来しないと、予算は想定外の予算ということであるということも承知はしておりますが、基金残高が14億円弱ということとございます。果たして足りるのだろうかという疑問です。視察も行ってまいりましたが、廃炉は時間もかかり、大きな事業です。大間も五、六億円という金額が必要ではないかということをお伺いしておりますので、不足が生じたとしても、これらの事業に関して、将来の方々に負担をいただくようなものではないので、現在の段階で不足がないよう、目標額については検討しているのかお伺いするものです。

以上3点、よろしくお伺いいたします。

○荻野 勇議長 1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

管理者。

○新井保美管理者 それでは、金子議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず、大型の補修費や整備費についてでございますが、これまでに当センターは、昭和59年に竣工いたしました14年目になりました、平成10年度、11年度にダイオキシン類対策工事と併用して、施設の基幹整備を実施した経緯がございます。その後、平成25年4月に、今お話にありましたとおり、吉見町など8団体で埼玉中部広域清掃協議会が設立され、平成26年4月には、鴻巣市、北本市

など3団体で、鴻巣行田北本環境資源組合が設立されました。それぞれの組織では、新施設建設の計画目標年が、平成33年3月と平成35年3月というふうに示されております。

当時、当センターでは、今後最低でも10年の稼働が必要となりますことから、廃止直前に大きな修繕が発生し、構成市町に負担のかからないように、平成30年度までに計画的に修繕を実施することとしているところでございます。

大型の修繕といたしましては、平成25年度にプラント用変圧器及び受変電設備修繕を行いましたので、現段階では今後大きな修繕は予定されておりません。耐用年数などによる定期的な修繕といたしましては、平成27年度にプログラム装置修繕2,970万円、ごみクレーンバケット修繕2,200万円、計装設備修繕1,700万円等で、合計7,235万円。

平成28年度は、プログラム装置修繕2,320万円、破碎設備修繕1,670万円、計装設備修繕1,500万円、ごみ計量機修繕600万円等で、合計6,270万円。

平成29年度の予定では、誘引送風機修繕1,700万円、飛灰搬送コンベア修繕1,300万円等で、約5,000万円。

平成30年度の予定では、ろ過式集じん装置ろ布交換1,500万円、飛灰集合コンベア修繕1,500万円等で、約4,000万円の修繕計画となっております。

こういう状況でございますので、今後、構成市町に特別な負担がかかるようなことはない、このように考えております。

次に、2点目のご質問でございますが、初めに、抜き打ち検査について申し上げますと、検査は、構成市町の担当課職員と組合職員で、収集車で搬入されてきたごみを投入ステージにおいて広げまして、中身を確認するものでございます。家庭系ごみは、分別の状況や事業系ごみが混入していないかどうか、また事業系ごみは、分別の状況や管内以外の越境ごみ等の不正がないか確認するものでございます。

その抜き打ち検査の状況と効果についてでございますが、事業系ごみにつきましては、過去に越境ごみの不正が確認されたことがあり、最も近いものでは平成23年1月で、それ以降はございません。違反業者には、2度、3度と追跡調査を実施して、不正搬入の防止に取り組んでおりまして、現在では越境ごみの不正搬入は確認されておりません。また、分別されていないものや、指定袋以外の使用が確認された場合は、搬入業者に回収先事業所とその経過についての経過報告書を提出させ、速やかに是正するよう注意文書を送付して、分別の徹底のお願いをしております。

今後も管内協議会で定期的に抜き打ち検査を実施し、また管内協議会で毎年実施している委託業者及び許可業者の収集運搬等における合同説明会で、適正搬入の啓発に努めてまいります。

次に、施設整備基金の目標額と使途事業の予算額についてでございますが、先ほど諸報告でも報告をさせていただきましたが、鴻巣市内の大間第二期最終処分場の3割程度が、上尾道路の計画区域に含まれることから、今後の対応について、大宮国道事務所及び埼玉県と調整をさせていただ

ておりますけれども、特に進展はありません。今後、国から何らかの対応が示されると思われませんが、当組合では最悪の事態を想定しますと、全量を掘り起こして民間の最終処分場に埋め立てる方法が考えられます。

最終処分場の全量掘り起こしの事例がなく、工事費等の算定が難しい状況ではございますが、平成18年に掘り起こしの試算をいたしましたところ、約6億円の費用が算出されております。また、2つの組合で進めております新施設が完成いたしますと、当センターの廃止に伴う解体工事が必要となります。

昨年の議会行政視察研修でも、解体工事の事例のある施設の視察をしていただきましたけれども、富山県の富山地区広域圏組合及び石川県金沢市では、トン当たり約236万円とのことでございまして、当センターの規模で積算いたしますと、約7億円となります。しかしながら、全国の事例を見ますと、施設の規模や地域性により工事費単価に差があるようでございまして、一般的な解体費用といたしましては、300トン規模で約5億円から6億円と言われております。

このように、当組合で想定される事業といたしましては、大間処分場の掘り起こし工事に伴う費用が約6億円、また当センターの解体工事が約6億円と考えております。施設整備基金の積立額は、平成28年3月末で13億9,862万円でありますので、現時点では必要額に達しているというふうと考えております。そのため、当初予算で意図的に積み増しすることはしないで、ごみ処理受託などにより益金が生じた場合には、余裕を持てるように積み立てているところでございます。

以上でございます。

○荻野 勇議長 1回目の答弁が終わりました。

金子議員。

○9番 金子真理子議員 1回目のご答弁、ありがとうございます。もう少しお聞かせいただきたいと思いますので、2回目の質問をさせていただきます。

それでは、補修費、整備費についてでございますが、運営費の。定期点検を行っている中で想定できる予測ということでございますが、平成28年度までは決算書や予算書どおりの計画で内容も教えていただきましたが、その後、今後10年間は稼働を想定しているということでありましたので、29年度、30年度も既に予定が立てられておりまして、金額は年々下がってきているということで、非常に良好だとは思いますが、突発的なものに対する想定というのは、今回のご答弁の中では見受けられなかったのですが、炉そのものが、平素1つ休ませて整備をして、その間、もう二つのほうで燃やしていくというようなことで、整備そのものは順調にできるのだらうと思うのですが、10年を想定している中で、最終的にはこれとこの炉を残すのだというようなのは、まだ予測が立たないのかもしれませんが、どういったふうに、もっとしっかりと運営をしていただかないといけないので、その中で、この現在の定期点検をする中でも、今お話しくささいました整備だけで、本当に足りるのだらうかというのを非常に懸念しているところなのですが、できることならこれも

やりたいなというようなものはないのか、もう一回質問させていただきたいと思います。

それから、抜き打ち検査でございますが、これをなぜやっているかということ突き詰めれば、いわゆる施設の延命であったり、焼却の事業がスムーズに行われるようにということでございますので、これはやはりかなり力を入れて、残り10年間で順調に進むように、また新しい施設に移ったとしても、各業者さんがスムーズに搬入ができるようにということで、少々厳しくお願いするほうがよろしいのではないかと思います。

事業所系のものにつきましては、搬入業者さんが窓口になるということはよくわかるのですが、排出しているところにしっかりと、違反性があるよというところが届かないといけないなと思うのです。という意味で、中部環境のほうからの、いわゆる警告文のようなものというのは、実際には出していらっしゃるのかどうか。そして、それは搬入業者さんが報告するというよりも、その排出する事業所さんが納得いたしましたというような文書のやりとりを搬入業者のほうを持って、お話しがついておりますというような報告になっているのかどうか、いわゆるごみを出すところしっかりと状況が届いているのかどうかというのをもう一度確認させてください。

搬入業者といっても、業者の代表者さんと、実際ここに車で、パッカー車で持ってくる方とは違うわけですので、その方が集めるときにきちっと物が言えるようになってきているのかということ、なかなか難しいと思うのです。収集業者さんは、いわゆる営業側から考えますと、ごみを出すところは、安いところと契約をして、何でも持っていってもらいたいというのが本音だと思うのです。その中で分別を厳しくということがなかなか難しいものがある。それで、ごみ収集業者さんが、納得をしても、なかなかごみを出す、お金をもらうところにうまく話ができないというようなことは、現実としてあるのだと思いますので、その間に立つのは、まさにこの中部環境さんに一工夫していただくというのが、とても大事なことではないかと思うのです。

炉を延命させるためには、やはりプラスチック系のごみはあるのですか、何か油の量の多いようなものであるとか、そういったものについて、いわゆる産廃になるのではないかというようなものが入ってくることが一番問題であると思いますので、そのあたりを現場の声としてお届けできるような工夫をしていただきたいと思いますところでございます。どうなっているのかお願いいたします。

それから、施設の整備基金についてですが、予測としまして、十分間に合うのではないかとということで、大変構成市としては助かるお話ではありますが、掘り起こしのほうの試算も平成18年度ということで、10年経過しておりますので、ものの建設費でありますとか、そういった土木系のものという、結構年度年度で変わってきておりますので、10年前の試算がどのくらい有効なのかというところが少し心配でございます。また、施設の建築費は非常に今高騰しているということですが、当然解体のほうも、それに伴って高騰しているのではないかと思うのですが、今後ごみ受託などによる益金を積んでいくということでもありますので、そのあたりを考えますと、今現在年間かなり、大里であるとか、坂戸市であるとか、受け入れておりますので、益金が出てきているよう

でございますが、そのあたりは将来予測というのは、順調にいくと14億円は超えて、15億円ぐらいになるのかなというふうに期待しているところなのですが、そのあたりはいかがなのでしょう。できればその基金、最終的には残が出て、分配というふうになっていただきたいなと思うわけです。足りなくて、改めて構成市から納めるというようなことがないようにしていただきたいなというふうに思うのですが、まだ当分期間がありますので、そのあたりの予測は、基金がどのくらいまで延ばせるのかなというようなところはいかがなのでしょう、よろしく願いいたします。

○荻野 勇議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○新井久男事務局長 再質問にお答えさせていただきます。

まず、修繕の関係ですけれども、ご指摘のように、うちのほうの炉は3炉ありますので、多くても2炉、1炉と2炉を交互に使っているというのが現状でございます。1炉がとまっているときに、先ほどご指摘のありましたように、炉の耐火れんがなんかも修繕して、常に安全に使えるようにしているというのが現状でございます。30年までの大きな修繕について管理者のほうから申し上げましたけれども、定期点検整備、それから定期点検の修繕、これは毎年10月に行っておりまして、傷んだ耐火れんがの修繕ですとか、日常よく使っている消耗品などで壊れるようなところというのは、毎年10月、11月にかけて修繕をやっております。そういった関係で、大きなものだけ申し上げましたけれども、修繕については、傷んだところは毎年修繕しているということで、ご理解いただければというふうに思います。ですから、この10年間を見越した上で、炉がだめになってしまうような不安は、今のところ見つかっておりません。ですから、現時点では大丈夫だというふうに認識しております。

また、抜き打ち検査の、集めてくる業者ではなくて、そのごみを出している事業所への警告文ということなのですけれども、これは実際に出している事業所に対して、中部環境から直接警告文を出すというようなことはやっておりません。ごみを収集してくる業者の責任ということで、収集して当センターに運んでいるという、そういう解釈でその許可を出しているものですから、あくまで集めてくる業者がそのごみについて全ての責任を持っているという位置づけです。ですから、おっしゃるように、出すところが大変大切ですし、また出すところというのは、業者から見ればお客さんですから、確かに言いづらい部分というのはあると思います。そういうことも含めて、今後もし不正などが見つかった場合には、議員さんご指摘のように、その事業所に対する指導等も行っていく、収集業者とあわせてどんなふうにしたらいいかということを考えていきたいというふうに思います。悪いものが入っていたら炉を傷めないかということですが、当センターが非常に分別がかなり行き届いているということに起因しているというふうには聞いています。

それから1点、突発的な修繕の話がありましたけれども、突発的な修繕に対しましては、施設整

備基金を充てることができるというふうに、基金の目的にうたってございますので、よほど大きな爆発事故ですとかあって、大規模な修繕が必要になった場合には、その基金を充てるということが一応できますので、そのような形で対応できればというふうに考えております。

また、基金の試算が10年前ということなのですけれども、これは実は当初中部環境で新しいごみ焼却場の建設というものをやろうということで動いておりました。それで、基金が必要になる、建てるときに大きな負担金をいただくのでは大変だということで、中部環境で新しい施設の構成市町の負担金に充てるための基金を積み立てていこうということで始まったのが最初です。このときにどのくらい基金があれば新しいごみ焼却施設ができるかということを試算したときに、当時はリサイクルプラザと合わせて15億円ぐらいというような試算をしたので、建設に向けては15億円を目標にしていた時期がございました。しかし、その後それぞれ別の枠組みでつくるというのが、方向性が出されましたので、当センターは新しい施設については関係がないといえますか、立ち入っていないわけですけれども、その結果、先ほど言った大間処分場とこの施設の解体、そういったものが課題となっております。

ですから、今後その受託などの費用も含めて15億円ぐらいまで積んでおけば、何かのときに安心かなというのはありますけれども、当初予算で特別組んで積み立てるというわけではないので、それはそのときの状況ですので何とも言えませんが、また受託も今年度ぐらいまでは結構近隣で大きな修繕をやるのでお話は来ていますけれども、来年度以降はかなり減る見込みですので、今後の見通しとしては、それほど積み増しはできないかなというのが現状でございます。

今後の見通しについては以上です。

○荻野 勇議長 2回目の答弁が終わりました。

金子議員。

○9番 金子真理子議員 答弁ありがとうございました。

それでは、3回目といたしまして、その抜き打ち検査についてなのですが、これですと、よほど連携をとらないと改善ができないかなというふうに思います。それで、年間でどのくらいの回数をしているのかというところのお答えがまだいただけてなかったもので、そのことと、それから実際には多分私は立ち会ったことがございませんので、状況はわからないのです。非常に過酷な事業だろうと思っております。多分パッカー車の中からごみを全部出して、広げて、点検をするということですから、場所と時間とまた環境、においですとか、作業が大変なことはよくわかるのです。ですのでそんなに回数できないのだろうと思いますが、そのときにぜひ構成市の担当している方を、そのごみがどの自治体の区域から出たごみなのかとか、それからまた先ほど言った排出先については、各自治体の中でその事業所というのは把握されておりますので、自治体の関係するそういう商工系のところの担当の方などにも連絡が行かれるような形をとって、少々厳しくお願いをしていく、中部環境からじかにはやりませんというそんな話なので、構成市のほうを通じてやるという方向も

一つの判断だと思いますが、やはり何とかこの施設を順調に円滑に運営を続けていくというところにおいて、とても大切なことであるということ、もう少し市民及び事業所のほうに伝えていくという方向を強化していただきたいと思うのですが、そのあたり、実態はどのようになっているのか、また今後そうした構成市の、一応構成市のところを担当するところとの連携というのも含めて考えていただけるのかどうかお聞きいたします。

○荻野 勇議長 3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

事務局長。

○新井久男事務局長 抜き打ち検査のまず回数なのですけれども、平成27年度に実施いたしましたのは4回でございます。去年の6月23日、それから7月29日、それから9月15日、それと10月29日ですか、大体年3回から4回、春夏秋冬といいますか、ある程度四季に分けてやるような形にしておりますが、ただ4月、5月というのは、各構成市町の異動などもあってなかなか難しいので、最初は6月ということになっております。

また、どこの自治体から出たごみか検査すれば、またその業者を調べれば、どこを集めてきたというようなことも運転手さんから聞けるわけですので、どこの自治体から出たごみかというのはわかります。そういったことも含めて、この構成市町の環境担当課も出ていますから、そういったことももっと連携をとって各市の情報交換というのを含めて、もし違反が確認された場合には、業者についてはできるだけ指導して、違反が再発されないように努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○荻野 勇議長 以上で金子議員の質問は終了いたしました。

通告のありました一般質問を終結いたします。

---

#### ◎管理者提出議案の上程及び説明

○荻野 勇議長 日程第7、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

新井管理者。

○新井保美管理者 それでは、議長の命により、提出議案の説明を申し上げます。

議案第4号及び議案第5号の専決処分の承認を求めることについては、鴻巣市議会におきまして3月3日に人事院勧告関係の議案が議決されましたので、これに倣い、当組合の議員及び特別職の期末手当の支給率を改正するため、3月4日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、改正する条例の整備をさせていただきましたので、議会の承認を求めたいとするものであります。

次に、第6号 専決処分の承認を求めることについては、同じく3月4日に、埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分をさせていただきましたので、議会の承認を求めたいとするものでございます。

以上、3議案について、慎重ご審議の上、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

○荻野 勇議長 以上で提出議案について管理者の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○荻野 勇議長 日程第8、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○新井久夫事務局長 それでは、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月4日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めたいというものであります。

改正内容について申し上げます。議案を2枚めくっていただき、議案第4号資料—1、新旧対照表をお願いいたします。期末手当の率の改正でございます。第5条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改めるものであります。この改正は、平成27年12月の期末手当適用となります。

次に、最後のページをお願いいたします。議案第4号資料—2、新旧対照表です。第5条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に「100分の222.5」を「100分の217.5」に改め、平成28年4月1日から施行する改正であります。

当組合の議員及び特別職の期末手当につきましては、職員が改正された場合、職員と同様の率で改正されてまいりました。同組合職員の給与条例は鴻巣市を準用しているため、鴻巣市で議決されますと自動的に改正となります。鴻巣市で3月議会、3月3日に人事院勧告関係の議案が議決されましたので、3月4日に専決処分をさせていただいたもので、2月の正副管理者会議並びに議会運営委員会でご理解をいただいている案件でございます。

以上でございます。

○荻野 勇議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 1点お伺いしたいと思います。

議案第4号では、組合議会議員の期末手当支給割合を組合職員に準じて改正をするというものですけれども、金額的には補正も組まれていないので、それほど大きくないと思うのですが、影響額というものはどれくらいになるのか。

○荻野 勇議長 事務局長。

○新井久夫事務局長 今金額の質問なのですが、まことに申しわけないのですが、金額の説明ということではないのですが、議員さんのこの期末手当の額につきましては、去年統一地方選挙で8人の議員さんがかわられました。そういった関係で期末手当の支給率が、6月の期末手当の支給率が在籍した月数によって変化したために、今回補正で議員さんの期末手当を上げなくても、当初予算で支出が予算の範囲でおさまるということで、再計算をしたところ、当初の予算でおさまるということでしたので、今回議員さん、また特別職については補正が上がっておりません。今後補正予算の説明をさせていただきますけれども、議員さん、それから特別職については、交代があったということで、当初予算の範囲でおさまったということでご理解いただきたいと思います。

○荻野 勇議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 それでは、自席で討論をさせていただきます。

議案第4号 専決処分の承認を求めることにつきまして、反対の立場から討論に参加をいたします。

今質疑で影響額についてお伺いしましたが、統一選挙の関係で入れかわりもあり、金額としても大きくはないということで、補正は組まれていないというお話でしたけれども、そもそも私も議員と組合職員とでは働き方に大きな違いがございます。今回専決処分をいたしました背景には、人事院勧告に基づきまして、一般職、国家公務員の給与改正が行われ、一般職職員の改正がなされたことではありますが、そもそも人事院勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、国家公務員の適正な処遇を確保するためにある制度であります。これを私ども議員に準用させることは適正ではないと考えます。

また、議員の報酬につきましては、中部環境独自で報酬額も定めた条例の、もっと独自の対応も可能であるということからも、本議案には反対をし、討論といたします。

以上です。

○荻野 勇議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○荻野 勇議長 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○荻野 勇議長 日程第9、議案第5号 専決処分の承認を求めることについて議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○新井久夫事務局長 議案第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

埼玉中部環境保全組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月4日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めたいとするものであります。

改正内容について申し上げます。2枚めくっていただき、議案第5号資料—1、新旧対照表をお願いいたします。議案第4号と同様の改正内容で、特別職の期末手当の率の改正でございます。同じく率につきまして、「100分の212.5」を「100分の222.5」に改め、この改正は、平成27年12月の期末手当適用ということでございます。

また、最後のページをお願いいたします。こちらの6条につきましても同様に、議員さんと同様の改正でございますが、「100分の197.5」を「100分の202.5」に「100分の222.5」を「100分の217.5」に改め、平成28年4月1日から施行するというものでございます。

以上でございます。

○荻野 勇議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 それでは、お許しをいただきましたので、反対討論をさせていただきたいと思えます。

議案第5号 専決処分の承認を求めることにつきまして、反対の立場から討論に参加をいたします。

正副管理者の改正による影響額につきましても、大きいものではありませんけれども、本来の人事院勧告制度を考えたときに、これを特別職に準用させることは適当ではないというふうに考えます。また、組合議員同様に、鴻巣市で改正を行っても、特別職につきましても、中部環境として独自で給与条例を制定し、給与額も定めていくため、独自の対応も可能であることから、本議案には反対とし、討論といたします。

以上です。

○荻野 勇議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○荻野 勇議長 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○荻野 勇議長 日程第10、議案第6号 専決処分の承認を求めることについて議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○新井久夫事務局長 それでは、議案第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成27年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月4日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めたいとするものであります。

平成27年の人事院勧告に伴う職員の人件費の増額分を補正したものです。その原資は歳出予算の委託料の入札執行残を充てさせていただきましたので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

それでは、補正の内容について申し上げます。最後のページになりますが、5ページをお願いいたします。2款総務費、1目一般管理費、3節職員手当等34万8,000円の増額、内訳は、地域手当14万1,000円、期末手当5万3,000円、勤勉手当15万4,000円の増であります。

3款衛生費、1目清掃総務費、3節職員手当等18万5,000円の増額、内訳は、地域手当8万5,000円、期末手当1万6,000円、勤勉手当8万4,000円の増であります。人件費が増額となりましたので、その原資として、2目じんかい処理費、13節委託料53万3,000円を減額しております。これは排ガス処理及び計装コンプレッサ一点検整備委託料の入札執行残約61万円ございましたので、そのうち53万3,000円を原資として充てさせていただきましたものであります。

以上でございます。

○荻野 勇議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより、討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○荻野 勇議長 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎管理者挨拶

○荻野 勇議長 以上で、本定例会に提案されました議事は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、許可いたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げます。

当センターは、昭和59年4月供用開始以来、本年で33年目を迎えておりますが、関係各位の温かいご指導、ご協力によりまして、順調に運転をさせていただいており、心から感謝を申し上げる次第であります。今後も施設機能を維持していくために、種々の保守点検整備等を実施し、安全安心な施設として維持管理に努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

結びに、議員各位の今後のご健勝、ご活躍を祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○荻野 勇議長 ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○荻野 勇議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成28年第2回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午前 9時56分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年5月24日

議 長 荻 野 勇

署 名 議 員 尾 崎 豊

署 名 議 員 杉 田 しのぶ

署 名 議 員 小 林 周 三